

確定拠出年金の税制メリットを 整理しておこう

森本泰生 1級DCプランナー
企業年金総合プランナー

ここでは、確定拠出年金の最大のメリットとなる三つの税制優遇のポイントとお客様への説明方法を解説する。

確定拠出年金(DC)の最大

のメリットは税制優遇だ。「拠出時」「運用時」「給付時」の三段階で税制メリットが受けられることから、DCは最強の節税資産形成ツールといわれる。金融機関の行職員は税制度の根本的な性質を理解したうえで、お客様に對して過度にこの税制メリットを誇張することなく正確な説明ができるようにしたい。

1 拠出時の税制優遇

税はお金の動きを追いかける。会社員の給与は支払われる前に税が源泉徴収される。お金を運用に回すと、運用益にも税が課せられる。長期間運用されてきた資産を

退職金や年金として受け取る際にも税が課せられる。これが大原則で、社会インフラを維持し社会的弱者をサポートする原資となる。DCに税制優遇措置があるのは、年金という老後生活を支える柱となる制度だからなのである。

拠出時の税制優遇である所得控除については、びんと来ない人も多いだろう。企業型DCで企業が出す事業主掛金は、所得税が源泉徴収される給与とは別枠で、課税されないまま拠出される。これは

非課税なのではなく、お金を受け取るときまで課税が繰り延べされているのである。企業型DCでもマッチング拠出の場合、加入者掛金は源泉徴収で課税された後の個人の給与から拠出されるが、年末調整でその分の給与所得がなかったものとされ、年間掛金払込額相当分の税金が戻ってくる。正確には「小規模企業共済等掛金」という控除項目を使って年間掛金払込額が所得から控除され、税金が戻ってくる(図表1、2)。

得者なら年末調整で税還付が受けられ、個人事業主なら確定申告で全体の税額を調整する。こうした目に見えるお金の還付があると、税制優遇の実感が持てるものだ。また給与所得者の場合、翌年度の6月から、年間掛金払込額に税率10%を乗じた額の12分の1相当額(1年間掛金が変わらない場合、掛金月額の10%)分、住民税が少なくなる。

所得控除の効果だけで 定期預金を上回る利回りに

図表3は、会社員Aさんがマッチング拠出で月額1万円の掛金を

拠出し、資産の運用利回りゼロ%、所得税率10%、住民税率10%という前提条件で算出した毎月のキャッシュフローである。社会人となって、DC資産を一時金で受

け取るまでの38年間のキャッシュフローの実質利回りは、所得税と住民税の軽減効果のみで年1・10%となる(図表3のキャッシュフローからエクセルのXIRR関数で算出。キャッシュフローのセは税額を掛金から差し引いた額をAさんの実質負担額としてマイナス表示、税還付額が掛金より多かったときはプラス表示)。

条件を変えて利回りを求めると、期間が短く、税率が高くなるほど利回りは高くなる。Aさんのケースで受取りまでの期間を20年、10年と短くしていくと、実質利回りは2・06%、3・98%と上昇する。本稿ではこれ以上深入りはしないが、数値のうえでは所得控除の効果だけで、今の定期預金の金利水準の何倍もの利回りが達成できる。

図表1 給与所得者の保険料控除申告書(年末調整書類)のDC掛金記載例(マッチング拠出、個人型DC掛金の場合)

国民年金基金連合会から毎年10月下旬に郵送される「小規模企業共済等掛金払込証明書」に記載されている年間払込予定金額を申告書の該当欄に転記する

図表2 企業型DCと個人型DCの所得控除に必要な手続き

	掛金の負担者	利用できる控除枠	必要な手続き
企業型	事業主掛金(選択制掛金を含む)	給与と別枠なので課税されない	手続き不要
	マッチング拠出の加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除	年末調整
個人型	給与所得者が拠出	小規模企業共済等掛金控除	年末調整か確定申告
	個人事業主が拠出	小規模企業共済等掛金控除	確定申告

※選択制掛金の場合、実質給与からの拠出が多いが、税のほか社会保険料も対象外となる